

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成20年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成 勝博
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル名取店
名取市上余田字千刈田324 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成 勝博
埼玉県上尾市上298番地の1
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
(変更後) 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
(変更後) 24時間（ただし、屋上駐車場については午前6時から午後10時まで）
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前8時から午後7時まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 5 変更の年月日
平成20年7月13日
- 6 届出年月日
平成20年7月4日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間
平成20年7月18日から平成20年11月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。